

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学内共通利用施設規則（平成16年度九大規則第60号。以下「規則」という。）第13条及び第17条の規定に基づき、九州大学工学系総合研究棟（以下「施設」という。）の使用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理責任者)

第2条 施設に管理責任者を置き、工学研究院長をもって充てる。

2 管理責任者は、施設の管理運営に関する業務を掌理する。

(審議機関)

第3条 施設に、工学系総合研究棟管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を審議・調査する。

- (1) 施設の公募に関する事項
- (2) 施設の使用許可、許可内容の変更、許可の取消等に関する事項
- (3) 禁止する実験等に関する事項
- (4) その他施設の管理運営に関する事項

3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 管理責任者
- (2) 工学研究院の教員のうちから選ばれた者
- (3) 工学部等事務部長
- (4) その他委員会が必要と認めた者

4 前項第2号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前項の委員は、再任されることができる。

6 委員会に委員長を置き、管理責任者をもって充てる。

7 委員長は、委員会を主宰する。

8 委員会に副委員長を置き、委員の互選により定める。

9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときは、その職務を代行することができる。

(議事)

第4条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(使用資格)

第5条 施設のうち、規則第3条第1項第1号に該当する部分（以下「共通部分」という。）を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 施設の目的に沿った教育研究プロジェクト等（九州大学の教員がプロジェクトの代表者であるものに限る。）を行う者
- (2) 研究遂行上、総括責任者が必要と認めた者

2 施設のうち、規則第3条第1項第3号に該当する部分（以下「部局管理運用部分」という。）を使用できる者は、委員会で承認されたものとする。

(使用の許可等)

第6条 共通部分を使用しようとする代表者は、あらかじめ管理責任者に願い出て、所定の手続により、その許可を受けなければならない。

2 管理責任者は、共通部分の使用の許可に当たっては、総括責任者の承認を受けなければならない。

3 前項の使用許可についての審議は、使用目的、使用内容その他総括責任者が定める資料により行う

ものとする。

- 4 部局管理運用部分の使用については、あらかじめ管理責任者に願い出て、所定の手続により、その許可を得なければならない。
- 5 施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、当該使用の途中において、許可を受けた内容を変更する必要があるときは、あらかじめ管理責任者に願い出て、所定の手続により、その許可を受けなければならない。
- 6 共通部分の利用者は、前項の許可に当たっては、第6条第2項及び第3項の規定を準用する。

（使用期間）

第7条 共通部分の使用期間は、原則1年間とし、延長する場合は、1年ごとに更新し、3年を限度とする。総括責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 2 共通部分の利用者は、使用を許可された期間を超えて使用を希望するときは、あらかじめ管理責任者に願い出て、所定の手続により、その許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可に当たっては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、総括責任者が行う使用許可についての審議には、規則第12条に規定する活動成果を主たる資料として加えるものとする。
- 4 部局管理運用部分の使用期間は、使用する代表者からの申請に基づき、委員会が定める。
- 5 部局管理運用部分の利用者は、使用を許可された期間を超えて使用を希望するときは、あらかじめ管理責任者に願い出て、所定の手続により、その許可を受けなければならない。

（禁止する実験等）

第8条 利用者は、施設において、次の各号に掲げる実験等を実施することができない。

- (1) 放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項又は第4項に定める放射性同位元素又は放射線発生装置を使用する実験
- (2) 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学省・環境省令第1号）第4条に定めるP3レベル以上の拡散防止措置を講じる必要がある遺伝子組換え実験
- (3) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第2条第1項から第5項に定める物質を使用する実験
- (4) その他管理責任者が、施設の管理上支障があると認めた実験等

2 前項の規定（前項第4号の規定を除く。）にかかわらず、総括責任者の承認を得て、管理責任者が必要と認めた場合は、当該実験等を実施することができる。

（適正使用）

第9条 利用者は、施設の目的に沿って適正に使用しなければならない。

- 2 管理責任者は、利用者が、この規程等及び許可条件に違反したとき、又は施設の管理上支障があると認めるときは、当該使用の許可を取り消し、又は中止させるとともに、施設からの退去を命ずるものとする。

（光熱水料等）

第10条 利用者は、使用を許可された場所において使用した光熱水料及び使用料（以下「光熱水料等」という。）を負担しなければならない。

- 2 前項の光熱水料は、電気料、上水道料、実験水料、下水道料、ガス料及び電話料の費用とし、所定の期日までに、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込みにより、支払わなければならない。
- 3 共通部分の使用料の額及び徴収方法等については、九州大学学内共通利用施設共通部分使用料金規程（平成17年度九大規程39号）によるものとする。
- 4 部局管理運用部分の使用料は、年間1平方メートル当たり10,000円とする。ただし、事業年度の中途において入居し、又は退去する場合の当該年度の当該使用料の額は、年額を12で除した額に入居月数を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）とする。

（使用の終了等）

第11条 利用者は、使用が終了したとき、又は第9条第2項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは中止させられ、当該施設からの退去を命ぜられたときは、施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）を原状に回復し、速やかに退去しなければならない。

(成果報告)

第12条 使用者は、使用期間終了時に成果の概要を管理責任者に報告しなければならない。

(設備の管理)

第13条 共通機器、大型機器等の管理については、当該設備等を使用する者が共同して行うものとする。

(損害賠償)

第14条 使用者は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第15条 施設の管理運営に関する事務は、工学部等事務部において行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、施設の使用等に関し必要な事項は、委員会の議を経て、管理責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年3月24日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規程第190号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。